■ レピータ関係 規程・規約を一部改正 ■

平成 22 年 2 月 28 日 (社)日本アマチュア無線連盟

連盟のワイヤレスネットワーク委員会では、レピータ局をめぐる状況を改善 し、新規の開設や新陳代謝がスムーズに進むよう、レピータ関係規程・規約 等の改正の検討を進めてまいりました。

このたび、2月27·28日開催の第514回理事会において、ワイヤレスネットワーク委員会から提出されたレピータに関する規程・規約等の一部改正案の審議が行われ、2月28日付けで改正されました。 改正規程・規約の施行日は、平成22年9月1日です。

レピータ局(リモコン局、アシスト局を含みます。以下同じ)は、電波法令によりJARL が免許人となって開設しております。

レピータ局には、直轄局と団体局があり、団体局は各地のアマチュア無線 家の要望により、局ごとに管理団体を結成して無線設備等を調達し、JARL 会長が各団体に管理委任して運用しております。

直轄局は JARL がすべての費用を負担して開設運用しておりますが、団体局は無線設備の調達や設置場所の確保及び日常の管理運用等の費用を管理団体が負担しております。しかし、これまで無線局免許の取得と維持に関する費用については、JARLが免許人であるためJARL が負担してまいりました。

しかしながら近年では、レピータ局が長期間停波し運用再開の見込みが薄い場合でも、再免許のみを繰り返し、レピータ局のコールサインと周波数を確保しているという、運用実態の無い、いわゆる「ペーパーレピータ」が多数出現し、加えてその責任感の欠如によって無許可での移設や設備変更など、遵法精神が薄らいでいるとの弊害も起きています。

レピータ局が開設されると、そのレピータ局のアクセスエリアでは、同一周 波数は新規レピータに割り当てすることができなくなり、結果として新規レ ピータ開設のご希望に沿えず、レピータ周波数の有効利用や活性化を阻害す ることになっています。

多くのレピータ局管理団体は、レピータ局利用者のために安定的な運用を 目指し、日々努力されております。しかし、レピータ局の総数が約 1,000局におよび、リモコン局をあわせて約1,500局の無線局免許にかかる 費用 (開設・再免許時の国に納める手数料、開設・変更時の無線設備保証 料、電波利用料)もかさんでおります。 そこで、これまでJARLが負担していた無線局免許の取得と維持に関する費用の実費を各管理団体にご負担いただき、JARL経費の節減と長期停波や運用実態の無いレピータの増加を防ぎますとともに、経費を負担することによってレピータ管理の責任感も持っていただき、適正な管理を図っていただくこととしたものです。

レピータ局管理団体の皆様には、新たな費用負担をお願いすることになりますが、なにとぞご理解いただきたくお願いいたします。

また、レピータ局開設時には管理団体の意識も高く活動も活発であっても、年月とともに管理体制が曖昧になってくることがあります。さらに管理団体が崩壊状態になると、レピータ局廃止の際にも無線設備の撤去などが確実に行われない場合もあり、書類上では廃止されたにもかかわらず電波発射が可能な状態で放置される事態も生じております。

このような事態を未然に防ぐために、廃止時の管理団体の責務を明確にしました。

主な改正目的は、次のとおりです。

- 1. レピータ局(団体局)、リモコン局の無線局免許に関する手続(開設・変更・再免許など)にかかる費用(無線設備の保証料、国に納める手数料)の実費および電波利用料を管理団体に負担していただくようにすること。
- 2. 運用を長期間中止し、または運用継続が困難になっているレピータ局の新陳代謝を促し、新規にレピータ局の開設を目指す方々の実現機会を増やすこと。
- 3. レピータ局廃止(運用停止)後の管理団体の責任を明確にすること。

レピータ局管理団体にお願いする費用負担については、一定の経過措置を講じてあります。詳しくは<u>「レピータ局等の開設の基準及び手続等に関する規約」</u>の附則をご覧ください。